

県北広域振興局長告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年1月20日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 路線名 安家玉川線
- 2 供用開始の区間 九戸郡野田村大字玉川第2地割字下安家20番12地先から字日影山64番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月20日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成27年1月20日から同年2月20日まで